

対象施設		対象世帯	無償となる利用料の上限額		手続き方法	対象月	支給月
			利用料上限額	預かり保育			
新制度移行幼稚園 および 認定こども園 (短時間・幼稚園部分)	区立	満3歳から5歳児 クラスまでの 全世帯	全額	・満3歳になった最初の4月1日 から小学校入学前までの子ども 月額上限：450円×利用日数 (月額最大11,300円) ・満3歳になった日から満3歳後 最初の3月31日までの子ども で、 住民税非課税世帯 に属する 子ども 月額上限：450円×利用日数 (月額最大16,300円)	教育委員会事務局学務課幼児教育支 援係から幼稚園を通じてお知らせし ます。	令和6年10月から 令和7年3月まで	令和7年5月末ごろ
	区立以外						
新制度未移行幼稚園	私立幼稚園		月額25,700円				
	国立大学附属幼稚園		月額8,700円				
	国立大学附属 特別支援学校幼稚部		月額400円				

★必要書類★

【新制度移行幼稚園】 ※2号認定または3号認定を受け、預かり保育や認可外保育施設等の利用がある場合のみ

1 施設等利用給付請求書（償還払い用）（第1号様式）

⇒ 保護者の方が記入してください。
※園から配布される様式を使用してください。

2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書

⇒ 園が発行する書類になります。発行に関するお問い合わせにつきましては、園にご確認ください。
※認可外保育施設等をご利用された方につきましては、施設に発行を依頼してください。

【新制度未移行幼稚園】

1 施設等利用給付請求書（償還払い用）（第1号様式）

⇒ 保護者の方が記入してください。
※園から配布される様式を使用してください。

2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書

⇒ 園が発行する書類になります。発行に関するお問い合わせにつきましては、園にご確認ください。
※認可外保育施設等をご利用された方につきましては、施設に発行を依頼してください。

★その他★

1 申請・請求関係書類につきましては、通園している園から配布され、園を経由して区に申請することになります。詳細につきましては園にご確認ください。

2 認定期間内であれば、過去 2 年間に遡って請求することができます。 2 年が経過した後に請求しても給付を受けることができませんので
ご注意ください。